

Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

FATCA—米国と欧州の政府間協定 に関する共同声明について

Contents

- A. 概論
- B. 政府間の取組みのために考えられる枠組み

米国時間、2012年2月8日に外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act、FATCA)に関する規則案が公表され、その中で、米国政府は各外国金融機関(Foreign Financial Institutions、FFI)が収集したFATCAで求められる情報を米国内国歳入庁(IRS)へ直接報告することに代えて、所在国の政府に報告することを検討していることが触られています。また、当該国の政府が報告を受けた情報をIRSへ開示することに合意する条約を米国と締結すれば、FATCAの報告要件を満たすものとするとも検討されており、加えて、米国政府はオフショアにおける租税回避への対応策として、各国政府と協力し、世界ベースでの情報交換を含めて、透明性の確保ならびに情報交換の枠組みの改善努力を継続的に行うことを表明しています。

また、規則案公表と同時に、政府間による情報交換のための枠組み構築への取組みについて米国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国による共同声明(以下、共同声明)が米国財務省より公表されています。

共同声明では、FATCAの目的および米国口座情報に係わる報告や口座の閉鎖を実行する際に障害となる法規制の存在について再確認されており、米国はFATCAの導入ならびに国際税務コンプライアンスの改善のための議論を積極的に実施していくことを表明しています。これを受けて、さらに共同声明では、政府間の取組みのために考えられる枠組みが記されています。

共同声明で目指そうとしている協定の詳細については明らかではありませんが、各金融機関に対しては、FATCAにおけるデューデリジェンスならびに報告義務の履行が引き続き求められるものと考えられます。また、米国財務省ならびにIRSの担当者より、共同声明で示された協定は、当該5カ国に限定されたものではないとの発言がなされており、政府間の情報交換を利用したFATCA導入のための議論の出発点との位置付けとなっています。

以下、共同声明の和訳をご参照ください。尚、原文(英文)とに内容の相違がある場合には、原文をご参照頂きますようお願いいたします。

A. 概論

1. 米国・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン・英国は、税務に係わる相互援助に関する長期的かつ緊密な関係を構築するとともに、国際的な租税回避に対処するための協力関係を強化することとする。
2. 2010年3月18日、米国は一定の口座に関する報告義務をFFIに課すことを規定する外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)を制定した。フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国(以下、各国)はFATCAの根底にある目的に賛同している。しかしながら、これら各国に設立されたFFIにより、FATCAに基づく報告・源泉徴収・口座の閉鎖等について各国の法規制上の制約のため本制度への遵守にあたっては多くの問題が指摘されている。
3. FATCA導入における政府間の取組みは、FATCA遵守に対する法規制上の障害に対処し、導入実務を簡素化し、さらに、コスト負担を削減するためのものである。
4. FATCAの政策上の目的は報告義務を履行させることであり、源泉税を徴収することではないことに鑑み、米国はFATCAの導入ならびに国際税務コンプライアンスの改善を行うための政府間の取組みを進んで受け入れる。
5. この点において、米国は、米国金融機関に各国の居住者によって保有される口座に関する情報を収集させ、その情報を提供する用意がある。したがって、協議中の当該取組みはすべての当事者の便益に資する形で法令遵守を高め、その施行を容易にするものである。
6. 米国と各国は金融機関及び利害関係者にとって可能な限り法令遵守のための費用を軽減する必要性を認識しており、共通の報告及びデューデリジェンス基準を策定することに向けた長期にわたる協同作業に努める。
7. これらを考慮して、米国と各国は、国内報告制度および相互の自動的な情報交換の仕組み、さらに既存の租税条約に基づきFATCA導入に対する共通した取組みを議論することに同意する。

B. 政府間の取組みのために考えられる枠組み

1. 米国及びパートナー国(以下、FATCAパートナー国)は、一定の条件の下、以下の協定を結ぶものとする。

FATCAパートナー国は以下の事項に同意するものとする。

 - a. FFIがその法域において要求された情報を収集し、FATCAパートナー国の関係当局に報告するために必要な法令を整えること。
 - b. FATCAパートナー国内に設立されたFFI(当該協定または米国ガイダンスに従い対象外とされるFFIを除く)が米国口座を特定するために必要なデューデリジェンスを適用することを可能とすること。
 - c. FFIから報告された情報を米国に自動的に提供すること。
2. 前述を考慮し、米国は下記に合意するものとする。
 - a. FATCAパートナー国内に設立された各FFIが、IRSに登録される、もしくは当該協定またはIRSのガイダンスに従い登録対象から除外されていることを条件に、IRSと個別の包括的FFI契約を締結する対象から除外されること。
 - b. FFIパートナー国内に設立されたFFIが、IRSへ直接報告を行うのではなく、FATCAパートナー国に情報を報告することで報告義務を遵守したとすることを認めること。
 - c. FFIパートナー国内に設立されたFFIへの支払いに対するFATCAに基づく米国源泉税の適用を除外すること(FATCAパートナー国内におけるすべてのFFIを必要に応じて参加FFIまたはみなし遵守FFIと認定することにより、上記を実現する)。
 - d. 当該協定において、みなし遵守FFIまたは租税回避リスクが低いとされるFATCAパートナー国内で設立されたFFIのタイプをIRSのガイドラインと整合した形で特定すること。
 - e. FATCAパートナー国の居住者の保有する米国口座に係わる情報の収集、ならびに、当該FATCAパートナー国の関係当局への自動的な報告に関して、相互の利益を約束すること。

3. 加えて、上記のFATCAパートナー国との協定締結の結果として、FATCAパートナー国内に設立されたFFIは下記の項目について要求されないものとする。
 - a. 非協力口座保有者の口座を解約すること。
 - b. 非協力口座保有者への支払いに対してパススルー支払源泉税を課すこと。
 - c. FATCAパートナー国内に設立された他のFFI、または、他のFATCAパートナー国内に設立されたFFIへの支払いに対するパススルー支払源泉税を課すこと。
4. 米国および各国は、以下について約するものとする。
 - a. パススルー支払いに対する源泉徴収の政策上の目的を達成するため、負担を最小化する実践的かつ効果的な代替アプローチを開発すること。
 - b. 中期的には、報告ならびにデューデリジェンス基準の開発を含めFATCAの仕組みを自動的な情報交換の共通モデルとして採用することについて、他のFATCAパートナー国、OECD加盟国、EU諸国と協力すること。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
伊東 亜希子	マネージャー	+81 3 3506 2717	akiko.ito@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

丘本 正彦	パートナー	+81 3 3503 1057	okamoto-mshk@shinnihon.or.jp
窪寺 信	パートナー	+81 3 3503 1283	kubodera-mkt@shinnihon.or.jp
日比谷 三郎	シニアマネージャー	+81 3 3503 1885	hibiya-sbr@shinnihon.or.jp
碓井 誠人	シニアマネージャー	+81 3 3503 1088	usui-mkta@shinnihon.or.jp
渡邊 直子	マネージャー	+81 3 3503 1954	watanabe-nka@shinnihon.or.jp
板垣 尚仁	マネージャー	+81 3 3503 1954	itagaki-nht@shinnihon.or.jp

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

IRS Circular 230に基づく免責事項

本文中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避ならびに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したものでなく、また、かかる目的にも使用することはできません。

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、www.shinnihon.or.jpにて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20120216-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。